

「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」による派遣研究者報告書

(当経費の支援を受けての出張後、必ずご提出ください)

平成 28 年 8 月 2 日	
所属部局・職	アジア・アフリカ地域研究研究科アフリカ地域研究専攻博士課程 3 回
氏名	横塚 彩

1. 派遣国・場所 (〇〇国、〇〇地域)
コンゴ民主共和国赤道州ワンバ村及びチュアパ州ヨカンバ村
2. 研究課題名 (〇〇の調査、および〇〇での実験)
大型類人猿ボノボに対する住民意識の多義化
3. 派遣期間 (本邦出発から帰国まで)
平成 28 年 5 月 8 日～平成 28 年 8 月 1 日
4. 主な受入機関及び受入研究者 (〇〇大学〇〇研究所、〇〇博士/〇〇動物園、キュレーター、〇〇氏)
コンゴ民主共和国森林科学省及び GREF (コンゴ生態森林研究所)
5. 所期の目的の遂行状況及び成果 (研究内容、調査等実施の状況とその成果：長さ自由)
写真 (必ず 1 枚以上挿入すること。広報資料のため公開可のもの) の説明は、個々の写真の直下に入れること。 別途、英語の報告書を作成すること。これは簡約版で短くてけっこうです。
今回のコンゴ渡航は 4 回目、修士論文提出後初めての調査となった。修士論文執筆のための 2 年間は、ルオー学術保護区内のワンバ村と、その隣村を中心に調査を行った。今回は、ルオー学術保護区から約 90km 離れた、ボノボを食べる民族集団と隣接している村で、ボノボへの住民意識について調査を行った。
「守られない保護動物」 コンゴ民主共和国には、ボノボやオカピをはじめとした固有種のみならず、ヒョウやゾウなど IUCN (国際自然保護連合) が絶滅危惧種として指定している動物も数多く生息している。そのような動物が生息する地域では、どの程度村人への周知が行われ、どのように地域で保全が行われているのか。村人へ保護対象動物に関する知識について聞き取りを行った。その結果下記の情報を得ることができた
1. ヒョウ、ゾウ、ボノボ等は保護動物 (狩猟に関する決まりのある動物で、狩猟すると逮捕される) という意識は住民の中にある
2. しかし上記の保護動物を殺しても、村長、集落長に頭部、大腿部などを取めれば、逮捕を免れる「ローカルルール」が存在する (ワンバ村においては、ボノボには適用されない)
3. 霊長類 (コロブス類) に対する保護動物という意識の低さ
保護動物に関する聞き取りをワンバ村、ワンバ村の隣村、及びワンバ村より 90 キロ南西にあるヨカンバ村の 3 村で行ったが、上記の 2. の「ローカルルール」はどの地域でも存在していた。またヨカンバ村は、ボノボを摂食する民族と、ワンバにも居住するボンガンド (ボノボを摂食回避する伝統文化を持っている民族) が混在して居住する村であり、「今現在」ボノボの狩猟及び摂食が活発に行なわれている地域であった。そのような地域では、ボノボも「ローカルルール」の対象動物であり、村長に頭部、大腿部を渡してしまえば、狩猟も黙認されているということだった。保護されるべきはずの動物は、「ローカルルール」の存在によって、結果的に保護されていないということが明らかになった。
「伝統的タブーを恐れない若者たち」 ヨカンバの村人に聞き取りを行ってみると、特に 10 代後半から 30 代の男性の間でボノボ肉摂食への抵抗感が低い傾向があることがわかった。彼らの父親や先祖はボノボを摂食した経験はなく、父親からも厳しく摂食を禁じられてきたという回答者が多かった。ボノボ肉が不定期ながら村内で手に入る身近さや、タブーのない民族集団が近隣に住んでいることによって、タブーの意識が薄れていったのかもしれない。また、子供が 10 代後半以降にもなると、父親の言うことを素直に聞けなくなったり、父親も「もう大人だから」と、自分の子供に対して口うるさく言うことをやめたりすることもあるようだ。

「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」による派遣研究者報告書

(当経費の支援を受けての出張後、必ずご提出ください)

「ボノボへの最大の脅威の1つは伝統的タブーの崩壊」

ボノボの個体数減少について語られるとき生息地破壊や、密猟などが挙げられるが、私の調査した地域に関しては、1990年以前にあったゴムやヤシ油の大規模プランテーションは撤退し、幹線道路はでこぼこで、バイクが通行するのがやっとという状況である。森林への影響というならば、住民が開く畑と一次的な狩猟キャンプくらいのもものかもしれない。そのような地域で、ボノボの個体数を減少させる脅威は、伝統的タブーの崩壊なのかもしれない。

ヨカンバの村人のひとりが「ボノボはただの動物で、自分たちにとっては価値のない動物」「ボノボに対する伝統的タブー（ボノボを摂食したら、自分の子供が死ぬ）は怖くない」と語っていた。調査を通してかつて先祖が彼らに教えてきた、ボノボへのタブー意識は、保護区の外や、その影響が及ばない地域では急速に失われつつあるように思われた。

今回得られた結果をもとに、伝統的タブーの崩壊について、今後は研究を行っていきたいと考えている。また4回のコンゴ調査の結果をもとに、ボノボに対する地域住民の意識に関する論文を投稿したいと考えている。



左) 空港に貼られていた保護動物に関するポスター。もし保護動物を殺した場合には、100,000FC から1,500,000FCの罰金または死刑と描かれている。

中央) ボノボの大腿部の骨（ヨカンバにて）。

右) 大腿部の骨の拡大写真。村人は筋肉の痛みを感じた時、ボノボの骨を削り、その削り取った骨の粉を痛みのある部分へ擦り込む。ボノボの摂食を行う人の中には先祖の薬として、骨を保管している人もいる。

6. その他（特記事項など）